

福島県内水面漁業調整規則

昭和四十一年四月二十八日

福島県規則第三十四号

福島県内水面漁業調整規則をここに公布する。

福島県内水面漁業調整規則

目次

第一章 総則(第一条 第五条)

第二章 水産動植物の採捕の許可(第六条 第二十三条)

第三章 水産資源の保護培養、漁業の取締り等(第二十四条 第三十三条)

第四章 罰則(第三十四条 第三十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)、水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)その他の漁業に関する法令とあいまつて福島県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

(適用範囲)

第二条 この規則は、漁業法第八条第三項に規定する内水面に適用する。

(申請書及び届出書の経由等)

第三条 この規則に規定する申請書又は届出書は、いわき市、南相馬市、相馬市、双葉郡又は相馬郡の区域内に住所を有する者にあつては福島県水産事務所長を経由して、その他の区域に住所を有する者にあつては直接、知事に提出しなければならない。この場合において、県内に住所を有しない者が第二種区画漁業(漁業法第六条第四項第二号の第二種区画漁業をいう。)に関し申請書又は届出書を提出しようとするときは、その住所の所在する都道府県の知事の副申書を添えなければならない。

(昭四四規則二六・全改、昭六二規則三二・平一二規則九五・平二一規則一一・一部改正)

(代表者の届出)

第四条 漁業法第五条第一項の規定による代表者の届出は、第一号様式による届書を提出して行なわなければならない。

(漁業権等に関する申請書の様式)

第五条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請は、それぞれ当該各号に定める様式による申請書を提出して行わなければならない。

- 一 漁業法第八条第六項又は第七項の規定による認可の申請 第二号様式
- 二 漁業法第十条の規定による免許の申請 第三号様式
- 三 漁業法第二百二十九条第一項又は第三項の規定による認可の申請 第四号様式

(昭六二規則三二・平一三規則五八・一部改正)

第二章 水産動植物の採捕の許可

(水産動植物の採捕の許可)

第六条 次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕しようとする者は、当該漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいてする場合又は漁業法第二百二十九条第一項の遊漁規則に基づいてする場合は、この限りでない。

- 一 投網
- 二 四ツ手網
- 三 せき四ツ手網
- 四 す建て網
- 五 刺し網
- 六 流し刺し網
- 七 長袋網
- 八 流し袋網
- 九 地引き網
- 十 釜せん
- 十一 やな
- 十二 やなどう
- 十三 ませ漁法

(昭六二規則三二・一部改正)

(許可の申請)

第七条 前条の規定による水産動植物の採捕の許可(以下単に「採捕の許可」という。)の申請は、第五号様式による申請書を提出して行なわなければならない。

2 知事は、前項の申請書のほか、採捕の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。

(許可の有効期間)

第八条 採捕の許可の有効期間は、三年とする。

2 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、福島県内水面漁場管理委員会の意見をきいて、前項の期間より短い有効期間を定めることがある。

(許可証の交付)

第九条 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に第六号様式による許可証を交付する。

(許可証の携帯義務)

第十条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物の採捕をするときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は当該水産動植物の採捕に従事する者に携帯させなければならない。

2 許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物の採捕をするときは、前項の規定にかかわらず、知事(いわき市、南相馬市、相馬市、双葉郡又は相馬郡の区域内に住所を有する者にあつては、福島県水産事務所長とする。以下次項において同じ。)がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は当該水産動植物の採捕に従事する者に携帯させればよい。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(昭四一規則八三・昭四四規則二六・平二一規則一一・一部改正)

(許可証の譲渡等の禁止)

第十一条 採捕の許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可の制限又は条件)

第十二条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の許可をするにあたり、当該許可に制限又は条件を付けることがある。

(許可の内容に違反する採捕の禁止)

第十三条 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容(採捕の種類(当該漁具又は漁法による水産動植物の採捕を魚種により区分したものをいう。)、採捕区域及び採捕期間をいう。以下同じ。)に違反して水産動植物を採捕してはならない。

(許可の内容の変更の許可)

第十四条 採捕の許可を受けた者は、当該許可の内容となつた事項につき変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可の申請は、第七号様式による申請書を提出して行なわなければならない。
- 3 第七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(許可証の書換え交付の申請)

第十五条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項(採捕の許可の内容たる事項を除く。)に変更を生じたときは、すみやかに知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

- 2 前項の許可の申請は、第八号様式による申請書を提出して行なわなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第十六条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに、その理由を附して、知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第十七条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- 一 第十四条第一項の許可をしたとき。
- 二 第十五条第一項の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。
- 三 第二十二條第一項の規定により、採捕の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。

(許可証の返納)

第十八条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消されたときは、すみやかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、採捕の許可を受けた者は、理由を附して、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は合併後存続する法人、合併によつて成立した法人若しくは清算人が前二項の手続をとらなければならない。

(許可をしない場合)

第十九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、採捕の許可をしない。

- 一 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者である場合
 - 二 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認める場合
- 2 知事は、前項第一号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、福島県内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、公開による意見の聴取を行うものとする。
 - 3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。
 - 4 知事は、第一項第二号の規定により採捕の許可をしないときは、福島県内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。

(平六規則一一三・一部改正)

(適格性の喪失による許可の取消し)

第二十条 知事は、採捕の許可を受けた者が前条第一項第一号の規定に該当することとなつたときは、その許可を取り消すものとする。

- 2 知事は、前項の規定による採捕の許可の取消しをするときは、あらかじめ、福島県内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行うものとする。

(平六規則一一三・一部改正)

(休業による許可の取消し等)

第二十一条 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六箇月間又は引き続き一年間、その採捕の許可に係る漁具又は漁法による水産動植物の採捕をしないときは、その許可を取り消すことがある。

- 2 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、次条第一項の規定に基づく処分又は漁業法第六十七条第一項の規定に基づく指示若しくは同条第十一項の規定に基づく命令により水産動植物の採捕を停止された期間は、前項の期間に算入しない。
- 3 前条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

(平六規則一一三・平一二規則九五・平一三規則九三・一部改正)

(漁業調整等のための許可の変更、取消し、採捕の停止等)

第二十二条 知事は、水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるときは、採捕の許可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、又は当該採捕の許可を取り消し、若しくは採捕を停止させることがある。

- 2 採捕の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。
- 3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係る採捕の許可の全部について行うことが

ある。

4 知事は、第一項又は第二項の規定による採捕の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は採捕の停止を行おうとするときは、聴聞を行うものとする。

5 第二十条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

(平六規則一一三・一部改正)

(許可の失効)

第二十三条 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

(平一三規則五八・一部改正)

第三章 水産資源の保護培養、漁業の取締り等

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第二十四条 水産動植物に有害な物は、遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産動植物の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることがある。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の適用を受ける者については、適用しない。

(昭五三規則三三・一部改正)

(採捕禁止期間等)

第二十五条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間は、採捕してはならない。

水産動物の名称	採捕禁止期間
さけ	毎年一月一日から十二月三十一日まで
ひめます	毎年十月一日から翌年三月三十一日まで
やまめ (さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域で生活する期間におけるものをいう。以下同じ。)	毎年十月一日から翌年三月三十一日まで (尾瀬沼及びこれに流入する河川の区域に限り、毎年九月十五日から翌年三月三十一日まで)
いわな (えぞいわなを含む。以下同じ。)	
あゆ	毎年三月一日から五月三十一日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(昭五三規則三三・昭六二規則三二・平一六規則五六・一部改正)

(全長による採捕の制限及び卵の採捕の禁止等)

第二十六条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の下欄に掲げる全長のものは、採捕してはならない。

水産動物の名称	全長
ひめます やまめ いわな	十五センチメートル以下
うなぎ	二十一センチメートル以下
うぐい (えぞうぐい及びまるたを含む。以下同じ。)	六センチメートル以下

- 2 さくらます(やまめを除く。)、にじます、ひめます、やまめ及びいわな(以下「ます類」という。)並びにうぐい、あゆ、かじか並びにさけの放産した卵は、採捕してはならない。
- 3 前二項の規定に違反して採捕した水産動物(卵を含む。)又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(昭五三規則三三・昭六二規則三二・一部改正)

(漁具漁法の制限及び禁止)

第二十七条 次の各号に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一 かぎ
 - 二 水中に電流を通じてする漁法
 - 三 やす、針等を発射する装置を使用してする漁法
 - 四 火光その他の照明を利用してする漁法
 - 五 石倉漁法
 - 六 がらがけ漁法(あゆの流し釣漁法を除く。)
 - 七 川干漁法
 - 八 潜水器(簡易潜水器を含む。)を使用してする漁法
- 2 ます類は、やすを使用して採捕してはならない。
 - 3 次の表の上欄に掲げる水産動物を同表の中欄に掲げる漁具により採捕する場合にあつては、当該漁具は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲のものでなければならない。

水産動物の名称	漁具の名称	網目の範囲
ます類	投網	網目の大きさ三センチメートル以上
	さし網	
	流しさし網	

	地びき網	
--	------	--

(昭五三規則三三・一部改正)

(さく河魚類の通路をしや断して行う水産動物の採捕の制限)

第二十八条 さく河魚類の通路をしや断する漁具又は漁法により水産動物を採捕する場合には、河川流幅の五分の一以上の幅の魚道を開通して行わなければならない。ただし、あゆやなにより行う場合であつて、第六条の規定により知事の許可を受けたとき又は漁業権若しくは入漁権に基づいて行う場合は、この限りでない。

(昭五三規則三三・一部改正)

(採捕禁止区域)

第二十九条 次の表の上欄に掲げる河川のそれぞれ同表の下欄に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

河川の名称	河川の区域
幹川 真野川	南相馬市市内県道真島橋の橋脚上流端から下流部全域
幹川 新田川	南相馬市市内県道鮭川橋の橋脚上流端から下流部全域
幹川 太田川	南相馬市市内市道丸山橋の橋脚上流端から下流部全域
幹川 請戸川	双葉郡浪江町地内県道請戸橋の橋脚上流端から下流部全域
幹川 熊川	双葉郡大熊町地内県道三熊橋の橋脚上流端から下流部全域
幹川 富岡川	双葉郡富岡町地内町道小浜橋の橋脚上流端から下流部全域
幹川 井出川	双葉郡楢葉町地内県道本釜橋の橋脚上流端から下流部全域
幹川 木戸川	双葉郡楢葉町地内金剛川排水門左岸端から木戸川左岸を真北に見通した線の下流部全域
幹川 夏井川	いわき市地内県道磐城舞子橋の橋脚上流端から下流部全域
幹川 鮫川	いわき市地内常磐共同火力株式会社勿来発電所高压送電線北茨城線第四号鉄塔中心点から同第五号鉄塔中心点を見通した線の下流部全域

<p>幹川 阿武隈川</p>	<p>福島市地内東北電力株式会社信夫発電所堰えん堤上流端から上流三五〇メートルまで及び下流二五〇メートルまでの区域並びに須賀川市地内市道乙字橋の橋脚上流部から上流一〇〇メートルまで及び下流三〇〇メートルまでの区域</p>
<p>阿武隈川右支川 北須川</p>	<p>石川郡石川町地内千五沢堰えん堤上流端から同町大字母畑字梅木入七十番十(右岸)地内の禁漁区標柱から同町大字湯郷渡字山鳥平百二十八番地(左岸)地内の禁漁区標柱を見通した線までの区域(支流を含む。)及び同堰えん堤上流端から同町地内石川町上水道取水堰えん堤下流端までの区域</p>
<p>幹川 阿賀川</p>	<p>耶麻郡西会津町地内東北電力株式会社上野尻発電所堰えん堤上流端から上流一〇〇メートルまで及び下流五〇メートルまでの区域</p> <p>耶麻郡西会津町地内東北電力株式会社山郷発電所堰えん堤上流端から上流及び下流それぞれ一〇〇メートルまでの区域</p> <p>喜多方市地内東北電力株式会社新郷発電所堰えん堤上流端から上流及び下流それぞれ一〇〇メートルまでの区域</p>
<p>阿賀川左支川 只見川</p>	<p>河沼郡会津坂下町地内東北電力株式会社片門発電所堰えん堤上流端から上流及び下流それぞれ五〇メートルまでの区域</p> <p>河沼郡柳津町地内東北電力株式会社柳津発電所堰えん堤上流端から上流二〇〇メートルまで及び下流一〇〇メートルまでの区域</p> <p>河沼郡柳津町地内県道観月橋の橋脚上流端から上流八五〇メートルまで及び下流四〇〇メートルまでの区域</p> <p>大沼郡三島町地内東北電力株式会社宮下発電所堰えん堤上流端から上流及び下流それぞれ二〇〇メートルまでの区域</p> <p>大沼郡金山町地内東北電力株式会社本名発電所堰えん堤上流端から上流及び下流それぞれ二〇〇メートルまでの区域</p> <p>大沼郡金山町地内東北電力株式会社上田発電所堰えん堤上流端から上流二〇〇メートルまで及び下流一〇〇</p>

	メートルまでの区域
	大沼郡金山町地内電源開発株式会社滝発電所堰えん堤上流端から上流及び下流それぞれ二〇〇メートルまでの区域
	南会津郡只見町地内電源開発株式会社田子倉発電所堰えん堤上流端から上流左岸約三〇〇メートルの地点の若宮八幡神社湖畔突起部一本松から同右岸約一、〇〇〇メートルの地点の白戸川合流点を見通した線までの区域及び同堰えん堤上流端から下流五〇〇メートルまでの区域
	南会津郡只見町地内電源開発株式会社大鳥発電所堰えん堤下流端から下流五〇〇メートルまでの区域
只見川右支川 銀山川	只見川との合流点から上流四〇〇メートルまでの区域

(昭四一規則八三・昭五三規則三三・昭六二規則三二・平二一規則一一・一部改正)

(採捕禁止区域及び採捕禁止期間)

第三十条 次の表の上欄に掲げる河川のそれぞれ同表の中欄に掲げる区域内においては、同表の下欄に掲げる期間は、水産動植物を採捕してはならない。

河川の名称	河川の区域	採捕禁止期間
幹川 真野川	南相馬市地内国道真野川橋の橋脚上流端から同市地内市道薬師堂橋の橋脚下流端から下流五〇メートルまでの区域	毎年九月二十日から十一月三十日まで
幹川 新田川	南相馬市地内国道新桜井橋の橋脚上流端から同市地内県道鮭川橋の橋脚上流端までの区域	
幹川 請戸川	双葉郡浪江町地内国道請戸川橋の橋脚上流端から同町地内県道請戸橋の橋脚上流端までの区域	
請戸川右支川 高瀬川	双葉郡浪江町地内国道高瀬川橋の橋脚上流端から請戸川合流点までの区域	
幹川 熊川	双葉郡大熊町地内国道熊川橋の橋脚上流端から同町地内県道三熊橋の橋	

	脚上流端までの区域	
幹川 富岡川	双葉郡富岡町地内門口下流堰ぜきから同町地内町道小浜橋の橋脚上流端までの区域	
幹川 井出川	双葉郡楡葉町地内常磐線井出川鉄橋の橋脚上流端から同町地内県道本釜橋の橋脚上流端までの区域	
幹川 木戸川	双葉郡楡葉町地内常磐線木戸川鉄橋の橋脚上流端から同町地内金剛川排水門左岸端から木戸川左岸を真北に見通した線までの区域	
幹川 夏井川	いわき市地内市道広畑橋の橋脚上流端から夏井川と好間川との合流点までの区域	
幹川 鮫川	いわき市地内福島県企業局いわき事業所沼部ポンプ場取水堰ぜき上流端から同市地内常磐線鮫川鉄橋の橋脚上流端までの区域	毎年四月一日から十一月三十日まで

(昭四一規則八三・昭五三規則三三・昭六二規則三二・平二一規則一一・一部改正)

(水産動物の移植の制限)

第三十条の二 次に掲げる水産動物(種卵を含む。以下同じ。)は、移植してはならない。
ただし、漁業権の対象となつている水産動物を当該漁業権に係る漁場の区域に移植する場合又は移植について知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 ブラックバス(オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。)

二 ブルーギル

- 2 前項の許可の申請は、第八号様式の二による申請書を提出して行わなければならない。
- 3 知事は、前項の申請書のほか、第一項の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。
- 4 知事は、第一項の許可をしたときは、その申請書に第八号様式の三による許可証を交付する。
- 5 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第一項の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることがある。
- 6 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る水産動物の移植を終了したときは、遅滞なくその結果を知事に報告しなければならない。

- 7 第一項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して水産動物を移植してはならない。
- 8 第一項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項につき変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。
- 9 第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第四項中「交付」とあるのは、「書き換えて交付」と読み替えるものとする。
- 10 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る水産動物の移植をするときは、第四項の許可証を自ら携帯し、又は当該水産動物の移植に従事する者に携帯させなければならない。

(平一三規則五七・全改)

(試験研究等の適用除外)

第三十一条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下本条において「試験研究等」という。)のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。

- 2 前項の許可の申請は、第九号様式による申請書を提出して行なわなければならない。
- 3 知事は、第一項の許可をしたときは、その申請者に第十号様式による許可証を交付する。
- 4 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第一項の許可をするにあたり、当該許可に制限又は条件を付することがある。
- 5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等を終了したときは、遅滞なくその経過を知事に報告しなければならない。
- 6 第一項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して水産動植物を採捕してはならない。
- 7 第一項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項につき変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。
- 8 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第三項中「交付」とあるのは、「書き換えて交付」と読み替えるものとする。
- 9 第十条の規定は、第一項又は第七項の許可を受けた者について準用する。

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第三十二条 漁業法第七十二条の規定により漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え、再設置等)

第三十三条 漁業法第七十二条の規定により漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、当該標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき、又は当該標識を亡失し、若しくはき損したときは、遅滞なく、これを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

第四章 罰則

第三十四条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六条、第十三条、第二十四条第一項、第二十五条から第三十条まで、第三十条の二第一項若しくは第七項又は第三十一条第六項の規定に違反した者
 - 二 第十二条、第二十二条第一項、第三十条の二第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)又は第三十一条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により付けられた制限又は条件に違反した者
 - 三 第二十二条第一項の規定による採捕の停止の命令に違反した者
 - 四 第二十四条第二項の規定による命令に違反した者
- 2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船若しくは漁具その他の水産動植物の採捕の用に供される物又は第三十条の二第一項各号に掲げる水産動物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

(昭五八規則四二・平一三規則五七・一部改正)

第三十五条 第十条第一項(第三十一条第九項において準用する場合を含む。)又は第三十条の二第十項の規定に違反した者は、科料に処する。

(平一三規則五七・一部改正)

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第三十四条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 福島県内水面漁業調整規則(昭和二十六年福島県規則第八十五号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 旧規則の規定に基づいてした許可その他の知事の処分であつて、この規則の施行の際現に効力を有するものは、知事がこの規則の規定に基づいて処分することができるもの

に限り、この規則の規定に基づいてしたものとみなす。この場合において、当該許可その他の処分の有効期間は、従前の許可その他の処分の残存期間とする。

- 4 この規則の施行前に旧規則の規定に基づいて交付した許可証は、この規則の規定に基づいて交付した許可証とみなす。
- 5 旧規則の規定に基づいてした申請、届出等の行為であつて、この規則の施行の際現に有効に行なわれているものについては、この規則の規定に基づいてすることになつているものに限り、この規則の規定に基づいてしたものとみなす。
- 6 この規則の施行の際流しさし網、長袋網若しくは流袋網を使用して水産動植物を採捕することを業としている者又は漁業権若しくは入漁権に基づかないでやなどうを使用して水産動植物を採捕することを業としている者は、この規則の施行の日から起算して六十日間は、この規則の規定にかかわらず、許可を受けないで当該漁具を使用して水産動植物を採捕することができる。
- 7 この規則の施行前にした行為に対する漁業取締り上行なう知事の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

第1号様式

(平3規則37・一部改正)

(その1)

代表者選定届		
福島県知事		年 月 日 住所
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の 氏名	印
住所		
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の 氏名	印
住所		
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の 氏名	印
漁業に係る共同申請の代表者を下記のとおり選定したので、届け出ます。		
記		
代表者		
住所		
氏名(法人にあつては、名称)		

(その2)

代表者変更届		
福島県知事		年 月 日 住所
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の 氏名	印
住所		
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の 氏名	印
住所		
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の 氏名	印
住所		
年 月 日付で届け出た 漁業に係る共同申請の代表者を下記のとおり変更したので、届け出ます。		
記		
旧代表者 住所 氏名(法人にあつては、名称)		
新代表者 住所 氏名(法人にあつては、名称)		

第2号様式(第5条関係)

(昭62規則32・平3規則37・一部改正)

漁業権(入漁権)行使規則(変更)認可申請書	
福島県知事	
年 月 日 住所 漁業協同組合 理事 氏名 印	
年 月 日福島県告示第 号によつて公示された内 第 号に係る漁業権について、別添のように 漁業協同組合内 第 号 漁業権(入漁権)行使規則を制定(変更)したいので、関係書類を添えて、認可を申請します。	

第3号様式

(平3規則37・一部改正)

漁業権免許申請書		
福島県知事		年 月 日
		住所
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の 氏名	印
年 月 日福島県告示第 号によつて公示された内共(区、定)第 号漁業権の免許を受けたいので、 関係書類を添えて、申請します。		

第4号様式

(平3規則37・一部改正)

遊漁規則(変更)認可申請書		
福島県知事		年 月 日
		住所
		漁業協同組合
		理事 氏名 印
年 月 日福島県告示第 号によつて公示された内共第 号に係る第5種共同漁業権につい て、別添のように 漁業協同組合内共第 号第5種共同漁業権遊漁規則を制定(変更)したいので、関係書類を添 えて、認可を申請します。		

第5号様式

(平3規則37・一部改正)

による採捕許可申請書		
福島県知事		年 月 日 住所
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の 氏名	印
<p>下記により水産動植物の採捕の許可を受けたいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 採捕の種類</p> <p>2 採捕の区域</p> <p>3 採捕しようとする水産動植物の種類</p> <p>4 採捕の期間</p> <p>5 漁具又は漁法の規模及び数</p> <p>6 採捕に従事する者の住所及び氏名</p>		

第6号様式(第9条、第10条、第11条、第15条、第16条、第17条、第18条関係)

(平6規則113・一部改正)

(表面)

による採捕許可証		許可番号 第 号 住所
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の 氏名	
年 月 日		福島県知事 印

(裏面)

1 採捕の種類
2 採捕の区域

<p>3 採捕の期間</p> <p>4 採捕に従事する者の住所及び氏名</p> <p>5 許可の有効期間</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>6 制限又は条件</p>

第7号様式

(平3規則37・一部改正)

<p>による採捕許可の内容の変更許可申請書</p>			
<p>福島県知事</p>		<p>年 月 日</p>	
		<p>住所</p>	
<p>氏名</p>		<p>法人にあつては、名称及び代表者の氏名</p>	<p>印</p>
<p>下記により による採捕の許可の内容となつた事項の変更の許可を受けたいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
<p>1 採捕の種類</p> <p>2 許可番号</p> <p>3 許可年月日</p> <p>4 変更しようとする事項</p>			
	<p>項目</p>	<p>変更前</p>	<p>変更後</p>
<p>5 変更しようとする時期</p> <p>6 変更しようとする理由</p>			

第8号様式

(平3規則37・一部改正)

による採捕許可証書換え交付申請書			
福島県知事			年 月 日 住所
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の氏名	印	
<p>下記により による採捕許可証の書換え交付を受けたいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 採捕の種類</p> <p>2 許可番号</p> <p>3 許可年月日</p> <p>4 書換えを受けようとする事項</p>			
	項目	現在の許可証の記載事項	書換えを受けようとする内容
5 書換えを必要とする理由			

第8号様式の2(第30条の2関係)

(平13規則57・追加)

移植許可申請書			
福島県知事			年 月 日 住所
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の氏名		印
下記により移植の許可を受けたいので、申請します。			

記

- 1 目的
- 2 移植しようとする水産動物の種類及び数量
- 3 移植しようとする水産動物の入手先及び産地
- 4 移植の期間
- 5 移植の区域
- 6 移植に従事する者の住所及び氏名

第8号様式の3(第30条の2関係)

(平13規則57・追加)

(表面)

許可番号 第 号	
移植許可証	
住所	
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の 氏名
年 月 日	
福島県知事 印	

(裏面)

- 1 移植する水産動物の種類及び数量
- 2 移植の期間

3 移植の区域
4 移植に従事する者の住所及び氏名
5 許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
6 制限又は条件

第9号様式

(平3規則37・一部改正)

特別採捕許可申請書		
福島県知事		年 月 日 住所
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の氏名	印
<p>下記により特別採捕の許可を受けたいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 目的</p> <p>2 適用除外の許可を必要とする条項 福島県内水面漁業調整規則第 条第 項</p> <p>3 採捕しようとする水産動植物の種類及び数量</p>		
	種苗の採捕の場合 は、さらに供給先及びその数量	
<p>4 採捕の期間</p> <p>5 採捕の区域</p> <p>6 使用漁具及び漁法</p> <p>7 採捕に従事する者の住所及び氏名</p>		

第10号様式(第31条関係)

(平6規則113・一部改正)

(表面)

特別採捕許可証		許可番号 特第 号
		住所
氏名	法人にあつては、名称及び代表者の 氏名	
年 月 日		福島県知事 印

(裏面)

1 適用除外の条項 福島県内水面漁業調整規則第 条第 項
2 採捕する水産動植物の種類及び数量
3 採捕の期間
4 採捕の区域
5 使用漁具及び漁法
6 採捕に従事する者の住所及び氏名
7 許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
8 制限又は条件

附 則(昭和四一年規則第八三号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、昭和四十一年十月一日から施行する。

附 則(昭和四四年規則第二六号)抄

- 1 この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和五三年規則第三三号)

- 1 この規則は、昭和五十三年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和五八年規則第四二号)

この規則は、昭和五十八年七月一日から施行する。

附 則(昭和六二年規則第三二号)

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、第二十九条の表幹川 鮫川の項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

附 則(平成三年規則第三七号)

- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則(平成六年規則第一一三号)

- 1 この規則は、平成六年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県内水面漁業調整規則の規定により交付された許可証は、改正後の福島県内水面漁業調整規則の規定により交付された許可証とみなす。

附 則(平成一二年規則第九五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一三年規則第五七号)

この規則は、平成十三年六月一日から施行する。

附 則(平成一三年規則第五八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一三年規則第九三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年規則第五六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。